

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	日本映画大学
設置者名	学校法人 神奈川映像学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
映画学部	映画学科	—	18	15	0	33	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.eiga.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/jitsumuka2023.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	日本映画大学
設置者名	学校法人 神奈川映像学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.eiga.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/R5_yakuin.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	公益財団法人顧問	2022. 4. 1 ～2024. 3. 31	地域連携の担当
非常勤	株式会社役員	2022. 4. 1 ～2024. 3. 31	管理運営の担当
非常勤	脚本家	2022. 4. 1 ～2024. 3. 31	教育・キャリアの 担当
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	日本映画大学
設置者名	学校法人 神奈川映像学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>FD委員会において記載内容および項目等の検討を行った後、「シラバス作成要領」を授業担当責任教員に配付し執筆を依頼する。提出されたシラバスをFD委員、教務委員、事務職員が確認・点検を行い、作成要領に合致していない場合は修正を依頼し、年度末にホームページに公開する。</p> <p>2023年度のシラバスにおける記載内容は、①科目名、②教員名、③科目概要(科目区分(教養、基礎、専門基礎、専門、資格)、科目分類(必修、選択必修、選択、自由)、授業形態(講義、演習、実習)、単位数、履修学年、開講学期、ターム、講義型、校舎)、④DP(ディプロマ・ポリシー)との対応、⑤履修条件、⑥授業概要、⑦到達目標、⑧授業計画、⑨授業外学習、⑩教科書・参考文献、⑪評価項目・評価方法、のほか、巻頭に教育方針、カリキュラムについて、シラバスの見方、成績評価、欠席時の対応、学年暦、巻末に索引、授業担当教員一覧、実務経験のある教員等による授業科目を掲載している。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.eiga.ac.jp/course/syllabus/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<p>シラバスに記載された成績評価の方法および基準に基づき以下の区分による評価を行い、合格と判定された場合にのみ所定の単位を付与する。</p> <p>合格：S(100～90点)特に優れた成績 合格：A(89～80点)優れた成績 合格：B(79～70点)合格が妥当と認められる成績 合格：C(69～60点)合格と認められる最低限の成績 不合格：F(59点以下)合格と認められない成績</p> <p>単位付与の認定にあたっては、教務委員会及び定例教授会において単位付与の適切性について厳格な審議を行った後に認定され、卒業までに124単位を修得しなければならない。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学修成果の評価方法としてG P Aを用いており、各授業科目の成績評価に対し以下の Grade Point を付与することで、学修効果の的確な把握が可能となっている。</p> <p>[S] Grade Point : 4.0 [A] Grade Point : 3.0 [B] Grade Point : 2.0 [C] Grade Point : 1.0 [F] Grade Point : 0.0</p> <p>履修した授業科目の成績評価 (S・A・B・C・F) に基づいて付与された Grade Point に単位数を乗じて、その合計を履修単位数の合計で除したものを、学期G P A、年度G P A、通算G P Aの区分によりG P A値を算出する。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.eiga.ac.jp/about/data/education/#section03
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>4年の修業年限を満たし、卒業要件で定められた卒業に必要な科目を履修し、かつ124単位以上を修得した場合において、卒業の認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき卒業判定教授会での審議を経て学長が卒業を認定する。</p> <p>また、卒業が認定された場合は、学士(映画学)が授与される。</p> <p>なお、卒業の認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)については、次の通り定めている。</p>	
<p>以下の要件を満たした学生に、学士(映画学)の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 映画制作の技術の実践的な体得。 2. 映像文化の歴史の理論的な理解。 3. 社会に貢献するための教養と人格。 4. 他者とともに問題解決に臨む姿勢。 5. 所定の卒業必要単位の修得。 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.eiga.ac.jp/about/data/education

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	日本映画大学
設置者名	学校法人 神奈川映像学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.eiga.ac.jp/about/data/finance#section01
収支計算書又は損益計算書	https://www.eiga.ac.jp/about/data/finance#section01
財産目録	https://www.eiga.ac.jp/about/data/finance#section01
事業報告書	https://www.eiga.ac.jp/about/data/finance#section01
監事による監査報告(書)	https://www.eiga.ac.jp/about/data/finance#section01

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称: 日本映画大学中期目標・中期計画 対象年度: 2021年度~2025年度)	
公表方法:	
https://www.eiga.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/08/2021-2026chukikeikaku.pdf	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.eiga.ac.jp/about/Initiative#section02

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.eiga.ac.jp/about/initiative#section12

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的 (公表方法： https://www.eiga.ac.jp/about/data/education) (概要) 日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「人間重視」の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする。
卒業の認定に関する方針 (公表方法： https://www.eiga.ac.jp/about/data/education) (概要) 日本映画大学は、以下の要件を満たした学生に、学士（映画学）の学位を授与する。 1. 映画制作の技術の実践的な体得。 2. 映像文化の歴史の理論的な理解。 3. 社会に貢献するための教養と人格。 4. 他者ととともに問題解決に臨む姿勢。 5. 所定の卒業必要単位の修得。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法： https://www.eiga.ac.jp/about/data/education) (概要) 日本映画大学は、以下の科目構成によって、映画制作の技術を実践的に体得し、映像文化の歴史を理論的に理解し、社会に貢献する教養と人格を身につけた学生を育成する。 1. 教養科目：映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身につける。同時に、映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う。 2. 基礎科目：演習を通して映画制作の基礎的な知識と技術を学ぶ。 3. 専門基礎科目：各コースの基礎を学ぶとともに、専門科目で修得する知識や技術をさらに発展させるための力を身につける。 4. 専門科目：各コースに分かれて専門性を究めるとともに、他のコースと合同で課題に取り組むことでチームワークの重要性を理解し、コミュニケーション能力の向上を図る。 5. 4年間の学びの集大成として、卒業制作に取り組む。社会との関わりを持つため、成果の公表まで学生の手で行う。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法： https://www.eiga.ac.jp/about/data/education) (概要) 日本映画大学は以下のような学生を求めている。 1. 美醜や善悪および人間の欲望全般に強い関心を持っている。 2. 映画や小説をはじめ芸術・芸能が好きである。 3. 他人と協力することができる。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.eiga.ac.jp/about/data/overview>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
映画学部	—	10人	9人	1人	0人	4人	24人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		58人					58人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)		公表方法： https://www.eiga.ac.jp/course/professor					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
FD委員会のもとで、教育方法の検証と改善に取り組んでいる。全科目において学生による「授業評価アンケート」を実施しているほか、個々の科目ごとにより具体的な内容のアンケートや学生面談を随時実施し、学生および学生と接する授業現場からの意見を共有して、授業改善のために活用している。また、授業は教員全員に対して開かれており、相互の授業参観と意見交換が常に行えるような環境になっている。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
映画学部	125人	121人	96.8%	505人	437人	86.5%	若干名	0人
合計	125人	121人	96.8%	505人	437人	86.5%	若干名	0人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
映画学部	110人 (100%)	2人 (1.8%)	66人 (60.0%)	42人 (38.2%)
合計	110人 (100%)	2人 (1.8%)	66人 (60.0%)	42人 (38.2%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項) 帝京大学大学院、(株)博報堂プロダクツ、(株)IMAGICA Lab. 他				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業生数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
<p>授授業科目ごとに、担当教員、科目概要（科目区分、科目分類、授業形態、単位数、履修学年、開講学期、ターム、講義型、校舎）、DP（ディプロマ・ポリシー）との対応、履修条件、授業概要、到達目標、授業計画、授業外学習、教科書・参考文献、⑪評価項目・評価方法などが記載された「シラバス」を作成し、ホームページ及び学内サイトで公開している。</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)				
<p>シラバスに記載された成績評価の方法および基準に基づきS・A・B・C・Fによる評価を行い、合格（S・A・B・C）と判定された場合にのみ所定の単位を付与する。単位付与の認定にあたっては、教務委員会及び定例教授会において単位付与の適切性等について厳格な審議を行う。なお、卒業までに124単位を修得しなければならない。</p>				
学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
映画学部	映画学科	124 単位	有	1 年次:年間 46 単位 2 年次以降:年間 42 単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法： https://www.eiga.ac.jp/about/campus

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
映画学部	映画学科	1,000,000円	300,000円	580,000円	その他内訳 ・実習費 (年間) ・施設設備費 (年間)

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) 本学は演習中心の少人数教育など、きめ細かな指導ができる学修環境を整えている。特に1年次生は担任制度を設けることで、個々の学生指導や修学支援はもとより、各種相談について支援する体制をとっており、専門の系・コースに分かれる2年次以降はコース担当教員がその役割を担っている。また、オフィスアワー制度を実施し、学生の相談に応じる体制を整備している。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) キャリアサポートセンターを設置し、キャリアに関することや進路目標の不安や悩みについてともに考え、納得できる進路選択につながるよう支援を行っている。また、既卒者等に対する就労相談や就職活動支援を行っている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要) 白山校舎に学生相談室（カウンセリングルーム）を設置し、カウンセラーが相談に応じる体制を整えている。カウンセラーは、日本語のほか英語と中国語（北京語、広東語）での応談が可能となっている。また、クラス・系・コース担当教員、学生支援部職員、カウンセラーとの間で適宜情報を共有し、支援を行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法 : https://www.eiga.ac.jp/about/data
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F114310104865
学校名	日本映画大学
設置者名	学校法人 神奈川映像学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		26人	24人	26人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	14人	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				26人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	—		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。